

# 機能強化計画の要約

## 1. 基本方針

・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の意図するところは、「信用金庫をはじめとする地域金融機関がその機能を充分発揮することが、長引く景気低迷により活力を失いかけている地域経済・地域中小企業の活性化に繋がり、ひいては金融機関の不良債権の縮減となり、金融機関自身の経営の健全性向上に資するものである」と認識しています。  
 この考え方はまさしく当金庫の経営理念と思想を一にするものであり、また平成15年度から平成17年度を計画期間とする当金庫中期経営計画(せいしん REAL CHANGE PLAN)の考え方とも同一です。  
 従いまして、当金庫といたしましては、本アクションプログラムに積極的に取り組むことを前提に「機能強化計画」を策定致しました。

## 2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
・中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規創業に関する融資案件については、融資部と経営相談部が連携して対応しています。</li> <li>・的確な融資審査とリレーションシップバンキングの機能強化のためには、業種・業界の特徴や動向を的確に捉えて、審査する必要があると認識します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界動向の的確かつタイムリーな把握のため、融資部と経営相談部とで定期的な情報交換を実施します。</li> <li>・また、業界動向について営業店へ情報提供を行います。</li> <li>・新規創業に当たっての留意点について営業店担当者への説明会を開催します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資部内で業種別の調査担当者を任命して業界動向調査の体制整備を図ります。</li> <li>・融資部と経営相談部で把握した業界動向を営業店に還元します。</li> <li>・新規創業のチェックポイントについて勉強会を開催します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度と同様の取組みを継続します。</li> </ul>	
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資審査に係る現状の研修は財務諸表を中心とした定量面が中心となっていますが、今後は企業の将来性や技術力等の定性面を見極める所謂「目利き研修」が必要と考えます。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組み策等について「その他関連する取組み」として後段の「3」に記載してあります。</li> </ul>
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産学官との連携スキームは既に構築済ですが、スキーム活用実績が殆どなく、外部プレーンとの繋がりも希薄になっています。</li> <li>・日本政策投資銀行との直接的な接点はありません。</li> <li>・当金庫の営業地域に現状「産業クラスター計画」はありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構築済の産学官連携スキームを金庫内およびお取引先に活用を周知していきます。</li> <li>・外部プレーンとの関係強化を図っていきます。</li> <li>・日本政策投資銀行と必要に応じ情報交換を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産学官連携スキームの継続。</li> <li>・外部プレーンとの関係を再構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産学交流センターの情報収集をします。</li> <li>・産学交流センターを活用します。</li> </ul>	
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投資融資等連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチャー経営支援は以下の方策により対応しています。</li> <li>・せいしんベンチャー企業支援制度</li> <li>・日本合同ファイナンス(JAFCO)との提携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既往提携先(JAFCO)との関係強化を図ります。</li> <li>・当金庫のベンチャー経営支援のスキームを金庫内およびお取引先に周知していきます。</li> <li>・政府系金融機関と必要に応じ情報交換をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチャー経営支援体制を継続します。</li> <li>・提携先(JAFCO)との関係強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度と同様の取組みを継続します。</li> </ul>	

(5) 中小企業支援センターの活用	・静岡県中小企業指導センター・静岡県中小企業振興公社と人的交流・共同研究・共同事業を実施した経緯があります。 ・現在の静岡県中小企業支援センターとも人的交流があります。 ・(財)しずおか産業創造機構へ当金庫職員が出向しています。	・従来より中小企業支援センターを活用していますが、今後も必要に応じ活用していきます。	・必要に応じ中小企業支援センターを活用します。 ・創業サポートしずおかの定例会議に参加します。	・15年度と同様の取組みを継続します。	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	・経営相談部に中小企業診断士を配置し、お取引先からの相談業務や情報提供を実施しています。 ・せいしんビジネスクラブ(お取引先の若手経営者の会)で勉強会・異業種交流などを実施しています。	・体制面は整備され活動も活発に行っていることから、今後も現在の活動を継続していきます。	・現在の活動を継続実施します。	・現在の活動を継続実施します。	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	・平成13年10月に当時の審査部内(現融資部)に経営改善支援課を創設し、お取引先の経営改善支援業務を開始しました。平成15年4月には同課の人員を増加させ活動をより充実させています。 ・営業店の役職者・担当者を対象に経営改善支援のための研修を継続的に実施しています。	・より効果が上がる経営改善手法を検討します。 ・経営改善スキル向上のため各種研修へ積極的に参加します。 ・「静岡県中小企業再生協議会」「しずおか産業創造機構」など外部機関と連携した支援態勢の構築を図ります。 ・ディスクロージャー誌において経営改善支援への取組み状況・実績などを公表します。	現在の体制を継続していく他、 ・経営改善に係る金庫内研修 ・経営改善手法の検討 ・全信協の研修への参加を実施します。 ・また、経営改善支援への取組み状況・実績についてディスクロージャー誌で公表します。	・15年度と同様の取組みを継続します。	
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	・現在、経営改善支援のための金庫内研修、中小企業診断士の育成(15年3月末で20名)に取り組んでいます。				取組み策等について「その他関連する取組み」として後段の「3」に記載してあります。
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	・「せいしんビジネスクラブ」において若手経営者を中心として財務・経営管理能力向上のため経営研究会を開催し、地域の後継者養成に努めています。				取組み策等について「その他関連する取組み」として後段の「3」に記載してあります。
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(3) デッド・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	・デッド・エクイティ・スワップ(DES)、DIPファイナンスとも十分な検討を行って来ませんでした。	・DIPファイナンスについては静岡県信用保証協会の「事業再生保証制度」を利用した取組みについて検討します。 ・DESについては、取組みをしない方針です。	・DIPファイナンスについて静岡県信用保証協会との意見交換も含めた検討を行います。その結果を受けて保証協会付でのDIPファイナンスの適用を検討します。	・15年度と同様の取組みを継続します。	
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能の活用	・RCCの信託機能を活用した再生手法については十分な検討がなされてきませんでした。	・手法の研究と適用可能性についての検討を行います。	・手法の研究と適用可能性についての検討を行います。	・15年度と同様の取組みを継続します。	
(5) 産業再生機構の活用	・産業再生機構が中小企業の再生をどのように行うかが现阶段では不明です。	・当面は産業再生機構についての情報収集を行います。	・産業再生機構の情報収集や再生事例の研究を行います。	・本機構を利用した再生対象先があるかどうか検討します。	

(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	・静岡県中小企業再生支援協議会とは発足時に情報交換を実施した他、他信金と合同で担当者から活動状況や取組みについて説明を受けました。	・金庫内で同協議会についての説明会を実施します。 ・同協議会との情報交換を行います。 ・お取引先に同協議会の説明を行い、利用可能先について検討します。	・金庫内で同協議会の説明を行います。 ・同協議会と定期的に情報交換を行います。	・お取引先に同協議会の説明を行い、利用可能先について検討します。 ・同協議会と定期的に情報交換を行います。	
(7) 企業再生支援に関する人材育成(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	企業再生支援に関する人材育成については金庫内で経営改善支援についての研修を実施していますが、充分ではありません。				取組み策等について「その他関連する取組み」として後段の「3」に記載してあります。
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等、第三者保証の利用のあり方	・融資審査においては多面的な角度から是非を判断し、保金が充足しない場合でも融資を実施しているケースもあります。また、保証人の意思確認と内容の説明の徹底を図っています。 ・ローンレビューについても支店長を始めとして営業係等の定期的な訪問によりお取引先をよりよく理解するようにしています。	・お取引先の事業内容・資金の流れについての理解を進め、キャッシュフローを重視した融資に努めます。 ・ローンレビューについては経営改善支援課と支店長が連携してよりお取引先の理解に努めます。 ・創業時の融資審査においては経営相談部と融資部との協力関係をより一層強化し、担保・保証に過度に依存した融資審査とならないように努めます。	・キャッシュフロー重視のため「試算表」「資金繰表」を重視した審査を行います。 ・経営改善支援課はお取引先の改善計画の進捗状況についてより一層理解するよう努めます。 ・融資部と経営相談部とで連携して業界動向の把握に努め、調査結果を営業店に還元します。 ・事業に着目した融資制度の研究を行います。	15年度の取組みを継続する他、 ・スコアリングモデルの研究結果を基に活用策を検討します。 ・事業に着目した融資制度の研究結果により商品化可能の場合には対応します。	
(3) 証券化等の取組み	・売掛債権担保融資は、静岡県信用保証協会の保証付で実施していますが、CLO(ローン担保証券)・私募債についての取扱い実績はありません。	・売掛債権担保融資について理解を深めます。 ・CLOについては、当金庫単独での取組みは行いませんが、静岡県などがスキームを提供すれば、参加を検討します。 ・中小企業の資金調達の多様化について研究を行います。	・融資部内で中小企業の資金調達の多様化について研究を開始します。 ・売掛債権担保融資について営業店に説明会を行う他、お取引先にも利用促進を図ります。	・15年度と同様の取組みを継続します。	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	・三井情報開発の「信用リスク管理システム(CARM)」を利用して信用リスク管理を行っています。その基本となる倒産確率などのデータはデータの有意性の観点から金庫内の蓄積は行わずシステムに組み込まれている東京商工リサーチのデータを利用しています。	・信用リスク管理の基本となる倒産確率などのデータは今後とも金庫独自の蓄積は行わず、東京商工リサーチのデータを活用していきます。 ・信用リスク管理の体制整備はある程度進んでいるので、今後は計量化されたリスク量などを如何に業務運営に活用していくかが課題となっています。	・信用リスク量を業務運営に活かすためにALM委員会のあり方を検討します。 ・必要に応じ、格付制度・格付別金利について見直しを行います。	・15年度と同様の取組みを継続します。	

5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等 重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付契約、保証契約等と信取引に関する重要事項については説明を徹底しています。また保証人に対しても意思確認を徹底しています。</li> <li>しかし、今般金融庁から示された説明義務に関する事務ガイドラインと照らし合わせると説明内容・態勢面・規程等改善すべき事項があると認識しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい中小企業金融の法務」、改正事務ガイドラインを踏まえ</li> <li>「信用金庫取引約定書」の改訂</li> <li>与信取引に係る説明義務・責任についての態勢・規程・苦情処理態勢について整備をしていきます。</li> <li>また、新態勢について営業店への研修も実施していきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新しい中小企業金融の法務」の研究、改正事務ガイドラインの検討を行います。</li> <li>与信取引に係る説明態勢の整備を図るべくワーキンググループを立上げて検討を開始します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>与信取引に係る説明態勢の整備を完了させ、営業店への研修を行います。</li> <li>「信用金庫取引約定書」の改訂を実施します。</li> </ul>	
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	第1回「地域金融円滑化会議」に参加しました。	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域金融円滑化会議」への参加を継続します。</li> <li>同会議での他金融機関の事例を基に当金庫の業務改善に役立てていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域金融円滑化会議」への参加を継続します。</li> <li>事例報告を関連部署へ回付し、また研修に活用します。</li> </ul>	15年度と同様の取組みを継続します。	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情への対応整備を図るため平成15年1月に「苦情処理規程」を全文改訂しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情を業務改善に活かすため苦情事例のフィードバックと研修を実施します。</li> <li>苦情処理規程の見直しを定期的に行います。</li> <li>与信取引に係る苦情を意識した規程の変更を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス委員会への苦情事例の報告を行います。</li> <li>店長会議・業務会議を利用して苦情事例のフィードバックおよび研修を行います。</li> <li>苦情処理規程の見直しを行います。</li> <li>与信取引の説明態勢整備のための「苦情処理規程」改正準備を行います。</li> </ul>	15年度と同様の取組みを行う他、与信取引の説明態勢整備のための「苦情処理規程」の改正を行います。	
6. 進捗状況の公表		「機能強化計画」の計画および進捗状況について半年毎に当金庫ホームページで公表します。	半年毎に進捗状況について当金庫ホームページで公表します。	半年毎に進捗状況について当金庫ホームページで公表します。	

各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	・自己査定に関する規程・マニュアルの整備・改訂は行ってきているものの、運用面における財務分析・現況把握等が充分とはいえずお取引先の実態把握不足や自己査定基準の適用に改善の余地があると認識しています。	査定精度向上を目的として規程類の改訂を行う他、お取引先の更なる実態把握ができるよう研修や臨店による指導を強化します。	・自己査定関連の規程・マニュアルの一部改訂を行います。 ・研修・臨店指導を行います。	・15年度と同様の取組みを継続します。	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	・不動産担保評価については、「不動産担保の評価基準」「不動産担保評価取扱いマニュアル」を定め厳格に実施しています。 ・処分実績については、過去3年程度のデータを蓄積し、評価額と処分額の検証を行っています。	・今後とも評価額と処分額のデータ蓄積を図っていきます。	・処分額データの蓄積を行っていきます。 ・システム上のバージョンアップが必要であれば検討していきます。	・15年度と同様の取組みを継続します。	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	平成11年度決算分よりディスクロージャー誌において金融再生法開示債権の保全状況を開示しています。	・引き続き保全状況の開示を行いますが、15年9月期より半期情報開示においても保全状況について開示していきます。	・半期開示を含め金融再生法開示債権の保全状況を開示していきます。	・15年度と同様の取組みを継続します。	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と総合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	・内部格付制度については13年10月より実施しており、自己査定の債務者区分との整合性も取れています。 ・金利設定のための内部基準についても14年10月から短期金利について信用格付と保全状況を加味して設定しています。 ・信用コストについては独立採算制度と業績評価制度に織り込んでいます。 ・信用リスクの計量化についても信用コストと信用VARの算出をしています。	・信用リスク管理についてある程度のインフラ整備は進んでいるので、今後は把握したリスク量の業務運営への活用を如何に図るかに取り組んでいきます。 ・信用格付制度・格付別金利設定について必要に応じ改善を図っていきます。 ・お取引先別採算制度の確立を図っていきます。	・リスク量を業務運営に活かすため、ALM委員会のあり方を検討します。 ・必要に応じ信用格付制度および格付別金利設定の見直しを行います。 ・お取引先別採算制度を検討します。	・リスク量を業務運営に活かすため、ALM委員会のあり方を検討します。 ・必要に応じ信用格付制度および格付別金利設定の見直しを行います。 ・お取引先別採算制度を試行します。	
3. ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	14年9月より実施済みです。	開示内容の充実を図っていきます。	開示内容の検討を行い、半期開示を充実した形で実施していきます。	・15年度と同様の取組みを継続します。	
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	外部監査については、平成9年6月に「監査法人トーマツ」と契約し、監査を受けています。				当面、外部監査については「監査法人トーマツ」の監査により進める方針です。
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	総代会の運営については現状、円滑に運ばれていますが、更なる充実と情報開示が必要であると認識しました。	・総代選考基準及び総代会傍聴制度についてディスクロージャー誌に掲載します。 ・会員からの意見を広く求め、総代会運営に反映します。	・総代選考基準及び総代会傍聴制度についてのディスクロージャー誌に掲載の準備をします。 ・会員からの意見を広く求めます。	・総代選考基準及び総代会傍聴制度についてディスクロージャー誌に掲載します。 ・会員からの意見を広く求めます。	
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針		・当金庫の経営課題を明確にするため信金中央金庫の分析データを有効活用する他、経営相談機能の活用も必要によって図ります。			

4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用金庫として本業での地域貢献、社会的・文化的な地域貢献とともに重要と認識しており、ディスクロージャー誌においてその内容を開示しています。</li> <li>・しかし、当金庫の地域貢献の内容が地域の方に真に役立っているかを検証し、また情報開示の仕方も体系的にする必要があると認識しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献活動の内容を検証し、真に地域の方に役立つ地域貢献を目指します。</li> <li>・全信協から示された開示例に基づき地域貢献に関するディスクロージャーを充実させます。</li> <li>・半期情報開示にも地域貢献に関する事項を記載します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域貢献に関するアンケート調査を実施します。</li> <li>・14年度の地域貢献に関する内容を記載した「地域貢献ディスクロージャー誌」を発行します。</li> <li>・半期ディスクロージャー誌にも地域貢献の内容を記載します。(15年度上期分)</li> <li>・地域貢献の内容を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスクロージャー誌に地域貢献に関する情報を記載します。</li> <li>・半期ディスクロージャー誌に地域貢献の内容を記載します。(16年度上期分)</li> <li>・地域貢献の内容を検討します。</li> </ul>	
5. 法令等遵守(コンプライアンス)					
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのレ・ジョンシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	平成11年2月にコンプライアンス態勢構築発議後、組織面の整備、規程の整備、研修の実施、コンプライアンスプログラム策定・実践、実践状況の評価など態勢整備を実施し、定着化も図られています。				

### 3. その他関連する取組み

項 目	具 体 的 な 取 組 み
- 1 - (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修プログラム(目利き研修)の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な融資能力向上に関する研修(庫内)の継続実施。</li> <li>業界団体(全信協など)の実施する集合研修への派遣。</li> <li>上記の受講者が講師となり、庫内研修の実施。</li> <li>民間会社の実施する通信講座導入の検討。</li> <li>業種を絞り、取引先企業内での研修(視察)実施を検討。</li> <li>しずおか産業創造機構への出向者継続派遣。</li> <li>中小企業診断士の育成。</li> </ul>
- 2 - (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合的な融資能力向上に関する研修(庫内)の継続実施。</li> <li>せいしんビジネスクラブの経営研究会(ベーシックコース)への派遣。</li> <li>業界団体(全信協、県協会など)の実施する集合研修への派遣。</li> <li>民間会社の実施する通信講座導入の検討。</li> <li>業種を絞り、取引先企業内での研修(視察)実施を検討。</li> <li>しずおか産業創造機構への出向者継続派遣。</li> <li>中小企業診断士の育成。</li> </ul>
- 2 - (5) 中小企業等の財務・経営管理能力向上を支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・せいしんビジネスクラブ(SBC)は2コースの経営研究会を年間6回、延べ12回開催して経営者支援・後継者養成に努めています。</li> <li>・経営研究会は経営基本を総合的に習得するベーシックコースと幅広く経営管理能力向上を図るアカデミーコースの2コースからなっています。</li> <li>・海外視察・国内視察・各種セミナーを通じて経営のクオリティーアップを図っています。</li> <li>・各種情報提供を行い、ビジネスマッチングによるビジネスチャンス拡大を図っています。</li> <li>・当金庫職員の中小企業診断士が会員企業の求めに応じ個別経営診断を行っています。</li> </ul>
- 3 - (7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界団体(全信協など)の実施する集合研修への派遣。</li> <li>民間会社の実施するセミナーへの派遣。</li> <li>民間会社の実施する通信講座の導入検討。</li> </ul>